
平成 29 年度

第1回川口市青少年問題協議会

大人が変われば

子どもも変わる

平成 29 年 7 月 28 日 (金) 午前 10 時半

川口市役所 議会 3 階 第 4 委員会室

次 第

1 開 会

2 議 事

ページ

- (1) 川口市青少年問題協議会について 1
- (2) 川口市の青少年対策について 6
- (3) 川口市の青少年の現状について 10
- (4) 平成29・30年度青少年問題協議のテーマについて
- (5) その他 15

3 閉 会

議題(1)川口市青少年問題協議会について

川口市青少年問題協議会概要

設置根拠法令等	地方青少年問題協議会法・川口市青少年問題協議会条例		
設置年月日	昭和30年4月1日		
所掌事務	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。		
委員数・任期	15人・2年（任期：平成29年6月1日～平成31年5月31日）		
委員の氏名	氏名 ※敬称略	備考	
	林 美 恵 子	公募市民	市民
	森行 千賀子	公募市民	
	小野寺 秀明	川口市青少年団体連絡協議会	青少年関係団体
	田 中 隆 行	川口機械工業協同組合	
	平 田 敦 子	川口市民生委員児童委員協議会	
	最 上 祐 次	川口市PTA連合会	
	中牟田 雅子	川口地区保護司会	
	姉 崎 祐 二	川口青年経済人連絡協議会	
	菊 地 美 代 子	川口商工会議所女性会	
	吉 田 明 美	中学校長会	関係行政機関
	七五三野 孝之	川口警察署生活安全課	
	新 木 孝 一	武南警察署生活安全課	
	栗 原 保	大学講師	知識経験者
	若 谷 正 巳	市議会議員	
芝 崎 正 太	市議会議員		

(設 置)

第 1 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第 2 条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組 織)

第 3 条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第 4 条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経 費)

第 5 条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第 6 条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 (略)

○川口市青少年問題協議会条例

昭和53年3月30日

条例第58号

改正 昭和55年6月27日条例第18号

平成12年6月29日条例第42号

平成26年3月20日条例第4号

平成27年3月11日条例第21号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、川口市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平成12条例42・一部改正）

(委員)

第2条 委員の数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 青少年関係団体から選出された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 知識経験者

（平成26条例4・追加）

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平成26条例4・旧第2条繰下）

(会長)

第4条 会長は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（平成26条例4・一部改正）

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平成26条例4・追加)

(関係者の出席及び資料の提出)

第6条 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(平成26条例4・旧第5条繰下・一部改正)

(専門委員)

第7条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、当該事項について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときに、解任されるものとする。

(平成26条例4・追加)

(幹事)

第8条 協議会に幹事若干人を置き、市長が関係行政機関の職員及び市職員のうちから委嘱又は任命する。

2 幹事は、協議会の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐する。

(平成26条例4・旧第6条繰下)

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、子ども部において処理する。

(昭和55条例18・一部改正、平成26条例4・旧第7条繰下、平成27条例21・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長

が協議会に諮って定める。

(平成12条例42・一部改正、平成26条例4・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(川口市青少年問題協議会設置条例の廃止)

- 2 川口市青少年問題協議会設置条例(昭和35年条例第1号)は、廃止する。

附 則(昭和55年6月27日条例第18号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則(平成12年6月29日条例第42号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市青少年問題協議会条例第1条の規定により設置された川口市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の会長である者及び協議会の委員である者は、この条例による改正後の川口市青少年問題協議会条例第4条第1項の規定により選任され、又は同条例第2条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。

議題（２） 川口市の青少年対策について

◆第５次川口市総合計画の位置づけ

《めざす姿》 「Ⅱ 子どもから大人まで“個々が輝くまち”」

《施 策》 「２ 子どもの成長をサポートする基盤づくり」

【基本方針】

学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携しながら、さまざまな社会経験の場や見守りの機会を増やし、子どもの成長をサポートする基盤をより強固なものにしていく。

《単位施策》 「① 学校の教育力向上」

「② 地域の教育力・健全育成活動の充実」

《主な取り組み》

② 地域の教育力・健全育成活動の充実

- ・学校における学習活動や安全確保、環境整備などのボランティアを行う学校応援団へ保護者や地域住民の参加を促し、学校・家庭・地域が一体となった子どもの育成を推進する。
- ・子どもが生きる力を身につけ、将来、自立した社会生活が営めるよう、各種体験事業などを実施する。また、地域活動やボランティア活動、世代間交流などへの積極的な参加を促し、地域への愛着や連帯意識、他者を思いやる心などを育てる。
- ・子どもに体験活動の機会を提供する青少年団体の活動を促進し、指導者の養成や資質向上に努める。
- ・学校・家庭・地域などと連携し、子どもや若者を非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境づくりを推進する。また、市民意識の高揚を図るため、啓発活動などを継続的に展開する。
- ・困難を抱える子どもや若者を社会全体で支援する体制づくりを推進する。

◆青少年対策室の事業（平成29年度）

	事業名	日時・場所
1	青少年育成推進員協議会	5月23日(火) 14:00- 上青木公民館 コミュニティホール
2	公民館地区青少年育成協議会 会長・事務局長合同会議	5月30日(火) 14:00- 上青木公民館 コミュニティホール
3	指導者養成講習会 (青年ボランティア養成講習会)	2事業開催予定(春・冬) [春] 青少年まつり 6月4日(日) [冬] クリスマス会 12月3日(日)
4	青少年まつり	6月4日(日) 10:00- グリーンセンター
5	青少年問題協議会	7月28日(金)10:30~第3委員会室 (※年2回 日時・場所未定)
6	青少年非行防止キャンペーン	[夏] 7月4日(火) 17:30- 西川口駅 7月12日(水) 17:30- 川口駅 [秋] 11月8日(水) 16:00- 東川口駅
7	愛のひと声・あいさつ運動	7月21日(金)-8月31日(木)
8	子ども自然体験村	※旅行業法に対応した実施が難しいため、今年度は事業 内容を変更。 子ども自然体験デイキャンプ 7月30日(日) 10:00- 新郷自然の森
9	通学合宿	①9月27日(水) - 30日(土) 青木公民館 ※事前研修会 9月18日(月・祝) ②10月25日(水) - 28日(土) 里公民館 ※事前研修会 10月15日(日)
10	七つの祝い	10月9日(月・祝) 11:00- グリーンセンター
11	おかめ市街頭補導	12月15日(金) 川口神社 12月19日(火) 飯塚氷川神社 12月23日(土・祝) 鳩ヶ谷氷川神社
12	親と子の音楽会	2月25日(日) 14:00- リリア 音楽ホール
13	明るい街づくり運動推進大会	3月3日(土) 14:00- リリア 音楽ホール
14	三市青少年の船 ※担当:戸田市	結団式 3月4日(日) 10:00- 戸田市文化会館 研修会 3月24日(土) - 27日(火) (3泊4日)

◆平成28年度事業の概要と課題

○子ども自然体験村

- 【概要】 野外生活を通して、自然や環境への理解を深めるとともに、異年齢の人たちとの共同生活の中で、自主性、協調性、忍耐力、社会性、思いやりの心を育むことを目的とし、実施するもの。
- 【実績】 平成28年8月23日～26日／群馬県みどり市小平の里
※台風接近のため中止
- 【課題】 リーダーとなる若手キャンプ指導者の確保、現場における安全性の更なる確保、旅行業法に対する適切な対応

○通学合宿

- 【概要】 親元を離れ、共同生活をしながら通学することにより、家族の大切さを理解し、「生きる力」を身に付けることを目的として実施するもの。運営にあたっては、地域との連携を重視し、子どもたちが誇りや愛着を持てる地域づくりが実現できることを目指すもの。
- 【実績】 平成28年10月 5日～ 8日／戸塚西公民館 参加者20人
平成28年10月19日～22日／芝西公民館 参加者20人
- 【課題】 生活指導者の確保、実施可能な地域や学校に制限（入浴施設等の減少）

○小・中学生作文コンクール

- 【概要】 小・中学生が感じたことや日常考えていることを作文にまとめ、自分の存在や社会との関わりについて認識させるとともに、青少年に対する市民の理解を深めることを目的とし、実施するもの。
- 【実績】 作品数 小学生1,128作品、中学生122作品
- 【課題】 応募学校の偏り、応募作品数・応募校数ともに減少傾向

○川口市七つの祝い

- 【概要】 来春、小学校に入学する子どもを招待し、青少年団体によるステージ等で、健やかな成長を祝福するもの。
- 【実績】 平成28年10月10日／グリーンセンター 参加幼児 537人
- 【課題】 参加者増加に向けたPR方法等

○親と子の音楽会

- 【概要】 親子が音楽を通してふれ合うことにより、子どもの情操を養い、親子の信頼関係と温かい家庭環境の構築に資することを目的とし、実施するもの。
- 【実績】 平成29年2月26日／川口総合文化センターリリア 参加者547人
- 【課題】 同一事業を長年実施していることによる新規性の乏しさ

○明るい街づくり運動推進大会

【概要】青少年育成委員や青少年団体の指導者等が一堂に会し、青少年の健全育成と取り組みの一層の進展を期するもの。

【実績】平成29年3月4日／川口総合文化センターリリア 参加者466人

【課題】事業内容と地域における健全育成活動の活性化の関連性

○非行防止キャンペーン

【概要】青少年の非行防止の啓発のため、駅頭でキャンペーンを実施するもの。

【実績】平成28年 7月 5日／蕨駅頭 参加者 18人

7月12日／川口駅頭 参加者127人

平成28年11月 9日／東川口駅頭 参加者 64人

【課題】啓発活動への参加者が減少傾向、活動の時間と場所が限定的

○おかめ市街頭補導

【概要】青少年を犯罪や非行、事故等から守るため、毎年12月開催されるおかめ市周辺のパトロール及び補導活動を実施するもの。

【実績】平成28年12月15日／川口神社

12月19日／飯塚氷川神社

12月23日／鳩ヶ谷氷川神社

【課題】関係団体、関係機関との更なる協力・連携

○愛のひと声・あいさつ運動

【概要】青少年の犯罪や非行を防止し、健全に育成するため、地域で見守り、あいさつを交わす習慣をつくる運動を実施するもの。

【実績】実施団体 232団体 参加者 86,935人

延べ活動日数 11,048日

【課題】実施団体、参加人数が年々減少傾向

○青少年指導者養成講習会

【概要】青少年活動に役立つ技術講習を通して、指導者の能力と資質の向上を図り、地域の青少年団体のリーダーを養成し、青少年活動の活性化を図るもの。

【実績】青年ボランティア養成講習会

平成28年 6月 5日／グリーンセンター 参加者24人

7月31日／新郷自然の森 参加者 9人

10月10日／グリーンセンター 参加者 9人

12月11日／南平公民館 参加者16人

【課題】青少年のリーダーとしての内面的な意識の向上、事業の定着及び周知

議題（3）川口市の青少年の現状について

1 人口について

◆人口・世帯数・人口動態の推移（平成19-29年）

単位：人・世帯

	人口	世帯	対前年 人口増減数	自然動態		社会動態	
				出生	死亡	転入等	転出等
平成							
19年	501,101	218,085	7,153	4,868	3,483	31,064	27,748
20年	505,802	222,162	4,701	4,871	3,488	29,973	25,957
21年	511,201	226,792	5,399	4,917	3,512	29,910	27,478
22年	515,038	229,926	3,837	4,856	3,648	28,231	27,306
23年	517,171	232,550	2,133	4,763	3,937	27,219	27,937
24年	579,021	260,715	61,850	5,252	4,532	30,212	29,101
25年	580,852	259,048	1,831	5,291	4,575	30,494	28,073
26年	583,989	262,302	3,137	5,140	4,592	31,597	26,929
27年	589,205	266,902	5,216	5,327	4,858	31,758	28,748
28年	592,684	270,957	3,479	5,207	4,767	31,344	28,973
29年	595,495	274,870	2,811	-	-	-	-

※人口・世帯は1月1日現在の日本人と外国人の合計

(川口市統計資料)

※人口動態は各年1月1日-12月31日

※平成23年10月11日川口市・鳩ヶ谷市合併

◆家族類型別一般世帯数・人員と18歳未満親族のいる一般世帯数・人員

単位：世帯・人

	一般世帯				
	世帯数	世帯人員	18歳未満の親族のいる一般世帯		
			世帯数	世帯人員	18歳未満親族人員
親族のみの世帯	157,408	476,233	55,288	212,988	89,316
核家族世帯	141,573	409,988	48,787	179,768	79,139
核家族以外の世帯	15,835	66,245	6,501	33,220	10,177
非親族を含む世帯	3,172	8,025	351	1,549	547
単独世帯	84,324	84,324	110	110	110
総数	※245,502	※570,434	55,749	214,647	89,973

※世帯数・世帯人員の総数には不詳分含む

(平成27年 国勢調査)

- ※一般世帯
- ・住居と生計を共にしている人の集まり
 - ・一戸を構えて住んでいる単身者
 - ・間借り・下宿などの単身者
 - ・会社などの独身寮の単身者

◆地区別人口・世帯数・30歳未満人口（平成29年）

単位：人・世帯

	人口 (世帯数)	平均 年齢	30歳未満人口	30歳未満人口				
				0-6歳	7-12歳	13-15歳	16-18歳	19-29歳
川口市	595,495 (274,870)	44.05 歳	172,140 (28.91%)	36,275	30,944	15,746	15,989	73,186
中央	41,725 (20,978)	42.80 歳	11,719 (28.09%)	2,667	1,940	889	896	5,327
横曽根	70,100 (36,819)	42.86 歳	21,061 (30.04%)	4,170	3,002	1,527	1,545	10,817
青木	78,417 (37,058)	45.09 歳	21,939 (27.98%)	4,282	3,634	2,077	2,096	9,850
南平	64,706 (29,421)	43.92 歳	18,595 (28.74%)	3,964	3,659	1,781	1,765	7,426
新郷	39,575 (16,758)	46.24 歳	10,613 (26.82%)	2,209	2,223	1,136	1,113	3,932
神根	52,103 (21,924)	45.75 歳	14,674 (28.16%)	2,861	3,085	1,596	1,647	5,485
芝	81,787 (40,734)	45.56 歳	22,551 (27.57%)	4,469	3,337	1,812	1,926	11,007
安行	36,972 (14,740)	42.83 歳	11,339 (30.67%)	2,690	2,411	1,213	1,187	3,838
戸塚	66,276 (27,588)	40.20 歳	22,057 (33.28%)	5,117	4,093	2,065	2,153	8,629
鳩ヶ谷	63,834 (28,850)	44.94 歳	17,592 (27.56%)	3,846	3,560	1,650	1,661	6,875

※人口・世帯は1月1日現在の日本人と外国人の合計

(川口市統計資料)

2 学校教育について

◆学校の概況（平成 28 年度）

	学校数	学級数	児童・生徒数	教員数
小学校	52	979	30,123 人	1,242 人
中学校	26	412	13,994 人	704 人
高等学校（市立）	4（定時制 1）	93	1,962 人	181 人

（学校基本調査）

◆卒業生（中学・高校）の進路状況（平成 28 年度）

	進学者	専修学校等	就職者	無業 不詳等	計
中学卒業生	4,580 人 98.22%	23 人 0.49%	23 人 0.49%	37 人 0.79%	4,663 人
高校卒業生 （市立）	462 人 64.26%	170 人 23.64%	45 人 6.26%	42 人 5.84%	719 人

（学校基本調査）

◆いじめ・不登校の発生状況（平成 28 年度）

	小学校	中学校
いじめの認知件数	292 件(52 件)	183 件(63 件)
いじめの解消率（年度末時点）	100.0%(100.0%)	99.5%(100.0%)
不登校児童・生徒数	57 人(56 人)	396 人(396 人)
不登校児童・生徒割合	0.19%(0.19%)	2.85%(2.83%)

※下段（ ）内は前年度数値

（川口市教育委員会資料）

3 川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例について（H29.4.1 施行）

市や学校、子ども関連団体など全ての大人が、「いじめは、どの子にも、どんなところでも起こる問題である」との共通認識を持ち、地域社会を挙げていじめの防止に取り組むことができるよう、それぞれの責務や役割を定めている。

①いじめ対応教員の設置（市立学校各校）

- ・学校全体でいじめの防止に取り組むための中心的な役割を担う。
- ・子ども関連団体や関係機関などに対し必要な措置や協力を求める。
- ・「川口市いじめから子どもを守る委員会」などの調査・調整に協力する。

②川口市いじめから子どもを守る委員会の設置

- ・3人の専門委員（角南和子委員、星野崇啓委員、並木茂夫委員）
- ・子どもや保護者、市民の方からのいじめの相談に対応する。
- ・必要に応じ、学校や子ども関連団体などへの調査・調整・是正措置の要請などを行い事態の解決を図る。

4 少年非行の現状について

◆非行少年補導（検挙）状況（平成28年1-12月）

		補導（検挙）数（人）			構成比（%）			
		川口警察署	武南警察署	計	川口警察署	武南警察署	計	
非行少年	犯罪少年 14歳以上 20歳未満	刑法犯	65 (85)	36 (67)	101 (152)	3.9 (4.9)	3.0 (3.7)	3.5 (4.3)
		特別法 犯	5 (6)	10 (10)	15 (16)	0.3 (0.3)	0.8 (0.6)	0.5 (0.5)
		計	70 (91)	46 (77)	116 (168)	4.2 (5.2)	3.8 (4.3)	4.0 (4.7)
	触法少年 14歳未満	刑法犯	12 (23)	17 (17)	29 (40)	0.7 (1.3)	1.4 (0.9)	1.0 (1.1)
		特別法 犯	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0.0 (0.0)	0.1 (0.1)	0.0 (0.0)
		計	12 (23)	18 (18)	30 (41)	0.7 (1.3)	1.5 (1.0)	1.0 (1.2)
	ぐ犯少年		0 (1)	2 (1)	2 (2)	0.0 (0.1)	0.2 (0.1)	0.1 (0.1)
	小計		82 (115)	66 (96)	148 (211)	4.9 (6.6)	5.5 (5.3)	5.2 (5.9)
	不良行為少年		1,588 (1,631)	1,130 (1,713)	2,718 (3,344)	95.1 (93.4)	94.5 (94.7)	94.8 (94.1)
	合計		1,670 (1,746)	1,196 (1,809)	2,866 (3,555)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)

※下段（ ）内は前年数値

(川口警察署・武南警察署資料)

刑法犯少年： 刑法の各本条に定められている行為（交通関係を除く）をした少年

特別法犯少年： 刑法及び道路交通法以外の法令に違反する行為をした少年

ぐ犯少年： 性格、環境に照らして将来罪を犯し、または、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

不良行為少年： 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、その他自己または他人の徳性を害する行為をしている少年

◆罪種別非行状況（平成28年1-12月）

単位：人

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計
犯罪少年	5 (12)	13 (27)	58 (73)	2 (4)	3 (1)	20 (35)	101 (152)
触法少年	0 (1)	4 (2)	18 (20)	0 (0)	1 (1)	6 (16)	29 (40)

※下段（ ）内は前年数値

(川口警察署・武南警察署資料)

◆不良行為別状況（平成 28 年 1～12 月）

行為種別	補導（検挙）数（人）			構成比（%）		
	川 口 警察署	武 南 警察署	計	川 口 警察署	武 南 警察署	計
飲 酒	8 (14)	9 (6)	17 (20)	0.5 (0.9)	0.8 (0.4)	0.6 (0.6)
喫 煙	202 (252)	163 (263)	365 (515)	12.7 (15.5)	14.4 (15.4)	13.4 (15.4)
薬物乱用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
刃物等所持携帯	0 (1)	4 (1)	4 (2)	0.0 (0.1)	0.4 (0.1)	0.1 (0.1)
粗暴行為	40 (25)	53 (78)	93 (103)	2.5 (1.5)	4.7 (4.6)	3.4 (3.1)
金品不正要求	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0.0 (0.0)	0.1 (0.0)	0.0 (0.0)
深夜はいかい	1,249 (1,279)	832 (1,307)	2,081 (2,586)	78.7 (78.4)	73.6 (76.3)	76.6 (77.3)
家 出	24 (12)	16 (14)	40 (26)	1.5 (0.7)	1.4 (0.8)	1.5 (0.8)
無断外泊	15 (12)	15 (17)	40 (29)	0.9 (0.7)	2.2 (1.0)	1.5 (0.9)
不健全性的行為	7 (7)	1 (0)	8 (7)	0.4 (0.4)	0.1 (0.0)	0.3 (0.2)
性的いたづら	0 (0)	3 (0)	3 (0)	0.0 (0.0)	0.3 (0.0)	0.1 (0.0)
不良交友	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
怠 学	11 (19)	7 (13)	18 (32)	0.7 (1.2)	0.6 (0.8)	0.7 (1.0)
不健全娯楽	27 (6)	0 (0)	27 (6)	1.7 (0.4)	0.0 (0.0)	1.0 (0.2)
金品持出し	5 (3)	15 (14)	20 (17)	0.3 (0.2)	1.3 (0.8)	0.7 (0.5)
暴走行為	0 (1)	1 (0)	1 (1)	0.0 (0.1)	0.1 (0.0)	0.0 (0.0)
合 計	1,588 (1,631)	1,130 (1,713)	2,718 (3,344)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)

※下段（ ）内は前年数値

（川口警察署・武南警察署資料）

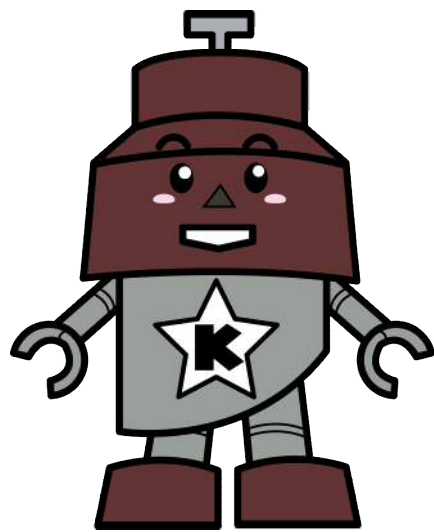
議題(5)その他

平成29年度川口市青少年問題協議会スケジュール(案)

- ・ 第1回 平成29年7月28日
- ・ 第2回 平成29年11月中旬～12月予定

平成30年度川口市青少年問題協議会スケジュール(案)

- ・ 第3回 平成30年6月～7月予定
- ・ 第4回 平成30年11月～12月予定
- ・ 第5回 平成31年2月～3月予定



川口市マスコット
「きゅぽらん」